

<建設工事請負契約書標準書式穴埋め部分記入要領>

○第4条（契約の保証）

この契約に要する保証については、第4条の A に定めるところによるものとし、第4条の B 及び第4条の C の規定は適用しない。

	A	B	C
契約保証（金銭的保証）が必要な契約	2	3	4
契約保証（役務的保証）が必要な契約	3	2	4
契約保証が必要でない契約	4	2	3

○第35条（前金払及び中間前金払）

この契約による請負代金額の前金払については、第35条の A、第 B 条及び第 C 条に定めるものとし、第35条の D、第 E 条及び第 F 条の規定は適用しない。

	A	B	C	D	E	F
前金払のみ	2（第3項及び第5項を除く）	36	37	3	—	—
前金払なし	3	—	—	2	36	37
前金払及び中間前金払	2	36	37	3	—	—

○第38条（部分払）

この契約による請負代金額の部分払については、第38条の A に定めるものとし、第38条の B の規定は適用しない。

	A	B
部分払あり	2	3
部分払なし	3	2